
参考資料2

教育委員会制度の見直し

平成18年5月18日

内閣府 規制改革・民間開放推進会議

- 平成13年12月12日(地方分権改革推進会議 中間論点整理)
・小規模な市町村教育委員会においては、市町村相互間の広域的処理が必要

- 平成16年5月12日(地方分権改革推進会議 答申)
・教育委員会の必置規制の撤廃

特区提案(計7回)
平成14年～平成17年
＜教育委員会の必置規制の撤廃＞
志木市、千代田区

参考資料2-8

平成16年6月3日(骨太方針2004)
・「地域の創意工夫を活かし、学校の自由度を高めるため、平成16年度内を目途に教育委員会の改革と合わせ、教育内容等に関する校長の権限強化と学校の外部評価の拡充に向けた方針を示す。」

- 平成16年8月9日(中教審における全国市長会配付資料)
・教育委員会の必置規制の撤廃(選択制の導入)

平成17年1月13日(中教審 地方教育行政部会答申)
・教育委員会の必置、組織の弾力化等

平成17年6月21日(骨太方針 2005)
・「教員人事権委譲など市町村の責任の確立、保護者・地域住民の学校運営への参画を図る。また、学校長への権限委譲の推進や教育委員会の関与の見直しなどを図り、現場主義を徹底する。その際、成果についての事後評価を厳格に行う。」

参考資料2-2

- 平成17年12月9日(地方制度調査会 答申)
教育委員会の必置規制の撤廃(選択制の導入)

参考資料2-4

●平成17年10月26日(中教審 義務教育特別部会答申)
・教育委員会制度の弾力化、機能の強化

参考資料2-5

○平成18年3月29日(有識者議員提出資料)
「基本方針2005」の総点検について(抜粋)

・教育人事権移譲など教育における市町村の責任の確立、教育委員会の関与の見直し等
(評価)

改革への提言が中教審答申(17年10月)によりなされているが、取組みのスピードは緩やかである。
教育における現場主義の徹底が必要であり、この観点からの更なる取組みが求められる。

(参考1) 「基本方針2005」の総点検を踏まえて取組みを強化すべき項目一覧(抜粋)

第3章、4. 次世代の育成

(教育改革)

・教員人事権移譲など市町村の責任の確立、保護者・地域住民の学校運営への参画を図る。
・学校長への権限移譲の推進や教育委員会の関与の見直しなどを図り、現場主義を徹底する。

(参考2) 「骨太方針2005」における教育委員会の記述

・教員人事権移譲など市町村の責任の確立、保護者・地域住民の学校運営への参画を図る。
また、学校長への権限移譲の推進や教育委員会の関与の見直しなどを図り、現場主義を徹底する。
その際、成果についての事後評価を厳格に行う。

○平成18年第9回経済財政諮問会議 議事要旨より(抜粋)

- (小泉議長) 教育委員会について、「地方自治体から『必置規制撤廃』の特区要望があるも未だ実現せず」と書いてあるが、特区制度が認められない主な理由は何か。
- (宮内議長) 特区で実験をして、特段の支障がなければ全国あまねくそれを普及したいというのが規制改革会議の考え方である。やはり特区のところで押さえないといけないということで、特区で認めることさえ大変難しくなってきたというのが最近の流れである。
- (小泉議長) 自治体から要望はあるのか。
- (宮内議長) ある。
- (中馬議員) これは地方制度調査会がはっきりと答申を出している。教育委員会の必置義務を外して、置かなくていいところは置かなくていいようにしたらいいではないかと。これを規制改革会議でもやっていただいているが、文部科学省は頑として絶対反対。
- (与謝野議員) 必ずしもそうではない。文部科学省の主流の考え方は、教育委員会を廃止してもいいと思ってる。教育委員会というのは、もともと知事部局を革新勢力が占めても、教育委員会が独立性を保っていることにメリットがあった。それはもうなくなり、今の教育委員会は教員OBのたまり場にみたいになり、教育的な効果は余りない。だから、本当はやめてもいいという人が文部科学省の中でも多い。
- (小泉議長) では、どうして特区を認めないのか。
- (竹中議員) そこからの反対で、今までは少なくともできていない。
- (小泉議長) 中馬議員が頑張らないと。
- (中馬議員) 頑張ります。もう1つは、自分の子どもが何か問題を起こしても、駆け込み寺のようにすぐ教育委員会に言いつける。そういうような役割になってしまい、教育委員会が、いろいろな意味で父兄の教育にも問題を起こしてしまっていると思う。
- (小泉議長) もともと特区というのは、わからないけれども、やってみてよかったら広げよう、だめだったらやめるというものだから。躊躇しないで。

1. 地方六団体－中教審の地方六団体代表委員3名より

「新しい時代の義務教育を創造する(答申)」に対する意見(平成17年10月26日)(抜粋)

(8)教育委員会制度・教職員の人事権に対する意見

○教育委員会の設置は地方公共団体の選択に委ねられるべきである。

- ・教育行政における政治的中立性・継続性・安定性の確保や、首長への権限の集中等については、首長の公選制及び議会によるチェック機能をはじめ民主制の原理により解決されるべき問題である。
- ・教育委員会制度をとらなくても専門性は十分確保できる。
- ・国の文部科学行政には行政委員会制度はとられていない。

○教職員の人事権は、基本的に義務教育の実施主体である市町村に早期に移譲すべきである。

2. 地方制度調査会

「地方の自主性・自律性の拡大及び地方議会のあり方に関する答申について」

(平成17年12月9日)(抜粋)

○地方公共団体の判断により教育委員会を設置して教育に関する事務を行うこととするか、教育委員会を設置せずその事務を長が行うこととするかを選択できることとすることが適当である。

- ・教育における政治的中立性の確保や地域住民の意向の反映等の要請は、審議会の活用等他の方法でも対応できると考えられる。
- ・国においては教育行政に関し行政委員会制度をとっていないが、これらの要請が地方における教育行政に特有のものであるとは考えられない。
- ・地域住民の意向の反映はむしろ公選の長の方がより適切になしうると考えられる。

1. 教育委員会の設置の在り方

○ 教育委員会の設置を選択制にすべきではなく、必要な運用や制度の改善を図ることが必要。

→ 政治的中立性、継続性・安定性、専門性の確保が必要。

○ 改善の方向性

- ・全ての地方自治体に設置する現在の基本的な枠組みを維持
- ・各自治体の実情にあわせた行政が執行できるよう制度をできるだけ弾力化
- ・教育委員会の機能の強化
- ・首長と教育委員会の連携強化
- ・教育委員会の役割の明確化

2. 教育委員会の組織の弾力化

○ 各自治体の状況に応じ、委員の数などについて選択できるように弾力化することが適当

教育委員の選任方法や教育委員会会議の運営等について、各自治体が主体的に工夫改善することが重要。

3. 首長と教育委員会の権限分担の弾力化

○ 文化（文化財保護を除く）、スポーツ、生涯学習支援に関する事務は、自治体の判断により、首長が担当することを選択できるようにすることが適当。

4. 教育委員会と教育長との関係

○ 教育長が教育委員の中から教育委員会によって選ばれるような現在の教育長の位置づけ・選任方法は見直すことについて、引き続き検討要。

○ 地方自治法

第108条の5: 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は左の通りである。

- 1 教育委員会
- 2 選挙管理委員会
- 3 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあつては公平委員会

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)

第2条: 都道府県、市(特別区を含む)町村及び第23条に規定する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合に教育委員会を置く。

教育委員会の上意下達のシステム

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(地教行法)

第48条: 地方自治法第245条の4第1項の規定によるほか、文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適性な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

首長と教育委員会の事務分担

(文部科学省：地方制度調査会ヒアリング資料より)
平成17年9月20日

	教育委員会	首長
市町村	<p>○学校教育に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村立学校(小学校、中学校、幼稚園など)の設置・管理・廃止 ・学校教育事業の実施(学校の組織編制、教育課程、教科書採択、児童生徒の 入退学、生徒指導、保健衛生、教職員の研修、施設設備の整備) <p>○社会教育に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館、図書館、博物館などの設置・管理、事業の実施 <p>○文化に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存・活用・文化施設の設置・管理、事業の実施 <p>○スポーツに関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ施設の設置、管理、事業の実施 	<p>○学校教育に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の設置・管理 <p>○財務に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育財産の取得・処分に関する事務 ・契約を締結する事務 <p>○予算の編成・執行に関する事務</p>
都道府県	<p>○学校教育に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校(高等学校、特殊教育諸学校など)に関する事務(同上) ・市町村の行う学校の設置管理に関し、 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校、幼稚園などの設置廃止の認可 ・県費負担教職員の人事・研修、幼稚園教諭の研修 ・教科書採択地区の設定 <p>○社会教育に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館、博物館などの設置・管理、事業の実施 ・博物館の登録・審査 <p>○文化に関する事務(同上)</p> <p>○スポーツに関する事務(同上)</p> <p>○教育に関する法人に関する事務(右記を除く)</p>	<p>○学校教育に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学の設置・管理・私立学校の所轄(私立小・中・高等学校、私立幼稚園の設置廃止の認可) <p>○財務に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育財産の取得・処分に関する事務 ・契約を締結する事務 ・予算を執行する事務 <p>○教育に関する法人に関する事務・学校法人の所轄・宗教法人の所轄</p>

特区提案＜教育委員会必置規制の撤廃＞

参考資料2-8

提案時期	提案主体	実現の可否	可否の理由（文科省回答抜粋）
第1次 （平成14年8月）	千代田区	×	—
第3次 （平成15年6月）	志木市 千代田区	×	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的中立性が担保できない。 ・地方公共団体内部の基本的組織の在り方に関する事項は特区として指定する施策にはなじまないものとする。
第4次 （平成15年11月）	志木市	×	<ul style="list-style-type: none"> ・政治的中立性が担保できない。 ・行政機関の在り方について、国と地方公共団体を同列に論じることはできない。
第5次 （平成16年6月）	志木市	×	<ul style="list-style-type: none"> ・教育行政の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討を行っているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難。
第6次 （平成16年11月）	志木市	×	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、中央教育審議会において検討を行っているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難。
第7次 （平成17年6月）	志木市	×	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の中立性等の確保や多様な民意の反映の重要性を踏まえつつ、現在、中央教育審議会において検討を行っているところであり、提案の内容を特区において導入することは困難。

参考資料1

教育バウチャー(児童生徒数基準の予算配分方式)の導入について

平成18年5月18日

内閣府 規制改革・民間開放推進会議